

【博士（国際関係学）学位取得論文要旨】

契約農業と小農民

- ケニアにおける国営紅茶事業の事例から -

大 倉 三 和

本研究は、ケニアの中央高地地帯で 1950 年代初頭に開始され、以後 30 年余の間に急速に拡大した小農民による紅茶生産事業「ケニア紅茶開発公社 (Kenya Tea Development Authority: KTDA)」を事例とする契約栽培事業についての研究である。アフリカ人向けの最初の製茶工場が建設されたニエリ県ラガディ地域で行った現地調査の結果に基づき、農村開発における契約栽培制度の可能性と限界が明らかにされる。

契約栽培制度とは、農業生産者と農産物の加工・販売業者とが、取引対象となる特定作物について書面や口頭など何らかの形で契約を結び、契約諸規定に基づく生産・販売、支払いを行うという固有の流通関係を基礎にした産業組織のことである。農業生産者の契約義務は業者に対して需要に応じた作物の安定的供給とその調整弁を保証し、他方で業者の契約義務は農業生産者に対して安定した市場と所得源を保証する。本研究ではサハラ以南アフリカ諸国における農村開発に契約栽培制度がどのような可能性を持ち、また制約となる要因はどこにあるのか、について考察する。

1 章では、契約栽培制度に基づく開発事業の

サハラ以南アフリカ諸国における状況について論じた過去の研究を批判的に再検討し、そこにどのような視点が欠けていたかを明らかにする。次にそうした視点を補い得る理論枠組みを設定する手がかりとして、F.フレーベルらの新国際分業論や、これを農業部門に敷衍させた森田桐郎の世界分業論、アグロ・フードシステム再編論をとりあげ、これらの成果と問題点を明らかにする。この理論的考察を通じて得られた実証分析の課題は、ケニアの紅茶産業で展開する契約栽培事業の発展過程を、あくまでも農業生産者の志向性に即して分析すること、生産者、KTDA、政府の間の相互作用からなる動態過程を捉えること、そのなかで事業発展の過程における国家の役割を明らかにすることである。

2 章では、ケニアの紅茶産業が占める位置を世界の紅茶貿易と国内経済の二面で確認した上で、ケニア国内における紅茶産業部門をなす原料茶葉の生産から加工・販売にいたる諸段階が、どのように構成されているかを概観する。次に、当初は入植者が所有する大農場でのプランテーション産業として確立された紅茶産業において、本研究が事例対象とする小農部門での生産が開始されるにいたった背景にはどのような政治経済的利害関係があり、今日のような組織構造はどのような経緯で形成されてきたかを明らかにする。最後に、今日の KTDA 事業の組織を、KTDA と生産者の契約関係を中心に明らかにし、この事業に固有の制度とその昨日について考察を行った。考察から明らかに

なったことは、植民地社会が不安定化する中で当局によって開始された小農部門紅茶事業は、植民地政府の一時的な支配の論理のみからではなく、アフリカ人農村社会と植民地政府との間の相互作用の過程を通じて形成されてきたということである。小農部門事業の発展過程では、事業内の固有の制度環境が重要な役割を果たし、その環境を整備する上では国家が重要な役割を果たした。

3章では、アフリカ人小農地域では最も初期に茶生産が開始された地域で筆者がおこなった聞き取り調査の手法と対象地域の概況を説明した上で、調査結果をもとにアフリカ人小農民による茶生産の初期の様子および現状についての分析を行う。開始当初の様子については、先駆的生産者やその家族にたいする聞き取りに主に基づき、KTDAの契約栽培事情に初期に参加したアフリカ人の特徴や性向を明らかにした上で、そうした属性をもつ生産者が開始した内部化過程の実態、契約をめぐる生産者が公社との間に持った関係の動態について考察を加える。茶生産の現状については、ガセフ村で行ったサンプル調査の結果をもとに、茶生産者の社会経済的属性の違いによって生産者とその世帯をいくつかのグループと階層に分類し、茶産業の発展を底流で支える世帯経済の実態とその論理を明らかにする。

4章では、1980年代後半から1990年代初期における政治的民主化（複数政党制の回復）の実現以降、生産者の内部化を目指す試みが組合運動という形態をとり始めたことに着目し、

1990年代末に実現される公社民営化に至るまでの過程が、生産者組合、公社、政府の三者間相互作用を通じてつくられていく動態について考察する。生産者組合運動は、生産者が自立性の領域を加工・販売部面で拡大する試み、つまり内部化の具体的表現形態である。

最後に、実証分析から得られた結果を1章で提起した枠組みと課題に照らして、4点を本研究の結論として指摘する。第一は、契約栽培に基づく小農部門紅茶産業は、資本の論理や支配の論理によって一方的に外部からもたらされたのではなく、契約生産や自らが、茶生産および加工・販売の各段階で影響力を拡大しようとする内部化の試みを通じて発展してきた、ということである。KTDA管理下の紅茶産業の発展は、政府、公社、生産者間の相互作用の過程であり、その中心には、生産者の内部化を志向する動きが常にあった。第二に、生産者による内部化の進展にとって、農業生産者を育成する国家の役割が不可欠な要素をなした、ということである。三点目に言えることは、契約栽培制度は適切な条件下であれば農業生産者主体を育成し、農村事業を育成する制度枠組みとして有効であるものの、そうした試みを持続可能なものとするうえでは今日の世界経済における分業構造、農工間の取引関係が制約となっているということである。最後に四点目として指摘すべきは、契約栽培事業にとって、事業組織とは独立に生産者が組合組織を持ち、管理・統制に参加することが不可欠だということである。

西欧の 1958 年交換性回復
多角的通貨体制への移行

田中綾一

通貨の経常勘定交換性はいわゆる IMF 体制を支える重要な柱の一つであるが、これまでの国際通貨体制の研究においては比較的取り上げられることの少ないテーマでもあった。本論文は第 2 次世界大戦後の西欧諸国を対象とし、多角的通貨体制確立の大きな契機となった 1958 年の非居住者交換性回復にいたる過程を解明しようとするものである。

交換性回復過程の解明にあたって本論で重視しているのは、1950 年に設立された欧州決済同盟 (European Payments Union: EPU) の意義と「限界」である。端的に言えば、EPU は双務協定決済網を段階的に多角化するための多国間決済機構であったが、それにとどまらない大きな政治経済的意義を持つものでもあった。

これまでに指摘されていたのは、EPU はアメリカによるポンドおよびポンド地域の「封じ込め」策として構想されたということである。つまり、ドル不足が解消するまでの過渡期においてはポンドを国際通貨として機能させる必要があったのだが、そのためにはイギリスの自律性に何らかの制約を課さなければならなかった。ポンドの基盤であった双務協定網にメスを入れることで国際通貨としての機能を制約し、ドル中心の多角的決済体制確立への一階梯

となることがその具体的使命だったのである。

EPU の設立過程や意図については上記のように解明が進んでいるが、それ以後の運営状況や加盟国の対 EPU 政策の展開については十分に論じられているとはいえない。このことは当時の国際通貨体制における大陸ヨーロッパ諸国の地位に対する研究者の関心の低さの反映でもあると思われる。戦後の多角的通貨体制成立の分析には 1950 年代以降の西欧域内における国際通貨・金融関係も対象として組み込む必要がある、EPU についてもその視点から再評価する必要があるというのが本論文を貫く基本的視角である。

この視角に基づいて本論文が明らかにしたのは、交換性回復過程におけるドイツの役割の重要性である。すなわち、EPU の最大の貢献の一つはドイツを西欧域内貿易ネットワークの中心国に復帰させるための枠組みを提供したことにある。だが皮肉なことにドイツの経済成長があまりに急激であったため、EPU 加盟国間のインバランスが解消不可能なほどに拡大することになった。このインバランスは決済機構としての EPU の安定性に疑問を生じさせ、加盟国に交換性回復による多角的通貨体制への移行を選択させるきっかけとなったのである。1958 年の交換性回復はこれまでに論じられてきたようなアメリカのイニシアティブによるドル不足の解消だけでは説明することはできず、域内不均衡拡大による EPU の「限界」の露呈という要因をも考慮する必要があるというのが本論文の主張である。

南アフリカにおける土地改革と
農村再建の展望

佐藤 千鶴子

本論文は、アパルトヘイト廃絶後の新生南アフリカにおける農村社会の変動と農業・農村改革を、土地問題を中心に考察しようとするものである。具体的には、南アフリカ農業・農村の二重構造が植民地支配とアパルトヘイト体制を通じてどのように構築され、これに対して1994年の全人種参加総選挙で誕生した国民統合政府（Government of National Unity: GNU）がどのような農村改革政策を発表し、それが農村の現場においてどのように実施されているのか、さらには農村改革政策の政治的背景としてどのような社会勢力の拮抗関係が存在するのかを検証する。

第1章では、まずアフリカ人社会から見たアパルトヘイトとは何だったのかを明らかにするため、1970年代のリベラル・ネオ・マルクス派論争を再検討し、その成果と問題点を明らかにする。そのうえで、ネオ・マルクス派の農村社会論の問題点を補う理論的視点を設定するための手がかりとして、アフリカ人の主体性を重視する社会史家の農村研究と近年の新しいアパルトヘイト国家論を検討する。それにより次の3点が本論の実証分析の課題として導き出される。第一は、居留地における生計がアフリカ人農村社会にとって持つ意味を農業生

産面のみ限定せずに捉え直し、アフリカ人農村社会にとって土地および土地共有制の維持を支えた伝統的首長制の実態と南アフリカ社会における複合的な位置づけを明らかにすることである。第三は、農村住民による多様な形態での抵抗の内容とそれがどのような状況において顕在化することになったのかを明らかにすることである。

第2章～第4章では、南アフリカにおけるアフリカ人農業・農村問題の歴史的な形成過程を明らかにした上で（第2章）、1990年のデクラーク大統領による対話路線の発表から1994年の総選挙実施に至るまでの移行期（第3章）とGNUが誕生して以降最初の5年間（第4章）のそれぞれの時期における土地・農村政策の内容とそれらを取り巻く政策環境について考察する。移行期には、強制移住の犠牲者を中心とする農村社会運動が盛り上がりを見せ、それはデクラーク政権をして土地法の廃止のみならず、いくつかの土地改革方策の導入へと向かわせた。だが他方で、体制移行に伴って生み出された権力共有体制のもとで、実際の政策形成においては白人社会への譲歩が数多くの面でなされることになり、その後の土地・農村改革実施を限定するような妥協も行われた。1994年以降は、アフリカ民族会議（African National Congress: ANC）の優位性が強まる中で、ANC内部の多様性が明らかになってくる。そのことは総選挙後わずか5年のうちに、土地・農村政策の内容にもさまざまな軌道修正が行われつつあることに現れている。

第5章~第7章では、主としてクワズールー・ナタール(KwaZulu-Natal: KZN)州事例に、土地、農村の政治権力、アフリカ人農業という3つの局面において、1994年以降具体的などのような改革が実施されつつあるのかを考察する。第5章では、土地改革政策によって白人農場主からアフリカ人への土地移転が行われた地域の事例分析をもとに、改革実施の原動力や改革実施過程に見られるアフリカ人農村コミュニティの特徴、土地改革後の地域の開発の見通しなどについて明らかにする。第6章では、伝統的指導者が旧クワズールー・ホームランド農村地帯において有する政治権力の内容を考察する。1994年以降、伝統的指導者の政治的発言力が高まっているが、その背景に、彼らが政治・社会的「伝統」、アパルトヘイト次代の地方行政制度、解放闘争勢力との関係という3つの異なるレベルでの正統性を歴史的に付与されてきた事実があることが明らかにされる。第7章では、白人農業部門が抱える問題を明らかにしたうえで、ホームランド住民に対する商品作物導入のさまざまな試みの検討を通じて、アフリカ人の自立的営農者がどのような条件のもとに、どのような層から生まれてくる可能性があるのか、さらにはアフリカ人中核農民育成のために新政権はどのような政策的対応を講じなければならないのか、を考察する。

終章では、南アフリカの土地改革と今後の農村再建に関する本論の総括的な結論を述べる。まず南アフリカの土地改革そのものに関わっ

て、第一に、南アフリカの土地改革(land reform)は、普通、この言葉が含意する農地改革、すなわち地主階級から小作・貧農階級への農地の再分配に留まらない内容を持つということである。土地問題イコール農地問題とはならないところに、南アフリカの土地問題の最大の特徴がある。それゆえ第二に、ポスト・アパルトヘイト期の南アフリカでは、専業農民層の育成のみに限定されない、総合的な農村開発政策が必要である。だがその一方で第三に、アフリカ人農村住民の中から中核的農民層を育成してゆくことはやはり必要であり、その際には継続的な農業改良技術普及サービスの実施など、以前のひずみを是正し、アフリカ人農業を一つの産業として作りなおしてゆくための積極的な政策介入が不可欠である。第四に、"willing-seller willing-buyer"メカニズムを通じた土地再分配の限界を確認しつつも、この枠組み内でも実行可能な政府の役割として、土地の売り手と買い手との間の関係を、単なる売買のそれではなく、土地改革を通じて継続的な協力関係へと変えてゆく必要があるということを指摘する。

さらに研究の方法論に関して言えることは、第一に、南アフリカのアフリカ人農村社会を分析するには、民族や地域ごとの多様性に加えて、民族内部の多様性、すなわち下位集団の存在を無視することができないということである。第二に、アフリカ人社会内部の多様性は、植民地期以前のアフリカ人社会に由来する要素のみならず、南アフリカに白人支配体制が確

立されたことを通じてもたらされた階級的な分裂にも反映されているということである。最後に、西欧社会における土地所有概念とアフリカ人社会における土地保有についての考え方の違いが土地改革をめぐって浮上してきているが、それは、2つの社会が歴史的に異なる考え方、とりわけ生活の安全保障についての考え方を身につけてきたことに由来するものであり、いずれか一方が優れているという判断が下せるものではないことが指摘される。アフリカ人が土地の共有制を維持してきた理由は複合的なものであり、土地の共有制は伝統的指導者がコミュニティに対する自らの権力基盤を維持する上で根幹をなしていたと同時に、伝統的指導者を中心とする下位集団に属するものにとっても、どんな経済的苦境においても土地を失わないための安全保障装置であったのである。

クリントン政権下における

日米通商摩擦の政治経済学

- 日米包括経済協議を事例として -

中戸 祐夫

本論文は、冷戦終結後に初めて米国に成立した政権との本格的かつ包括的な経済交渉である日米包括経済協議について政治経済的分析をおこなった研究である。特に、同協議において優先分野および既存協定として位置付けられた政府調達（電気通信・医療機器）、保険、

自動車・同部品、半導体に関する日米通商交渉を国際政治経済学（International Political Economy）で用いられる2レベルゲームモデルを用いて分析することによって、日米包括経済協議を包括的かつ総合的に解明することを課題としている。

日米包括経済協議は1993年7月10日に宮沢首相とクリントン大統領の間で合意された「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づくものであった。日米両国はこの同じ枠組みに基づいて、政府調達（電気通信・医療機器）、保険、自動車・同部品の3つを優先分野として指定し、重点的に交渉を行った。また、半導体については、既存協定として監視していくことが合意された。こうして開始されたそれぞれの交渉は、日米関係をとりまく環境や取り扱う課題について多くの共通点を有していたにも拘わらず、交渉のプロセスおよび交渉の合意事項は、それぞれ多様性に富むものとなった。

本論文では、国際交渉と国内政治の相互作用に着目した2レベルゲームモデルを用いて、日米包括経済協議で取り上げられた輸入自主拡大（VIE）をめぐるそれぞれの交渉において、なぜ異なる交渉結果やプロセスが生じたのかについて明らかにする。換言すれば、どの領域で米国の対日要求は日本からより多くの譲歩を獲得し、どの領域では日本からの譲歩を獲得できなかったのだろうか。そして、そのような結果が生じることになったのであろうか。このような問いに応えるうえで、国際システムにお

ける日米二国間のパワー配分にのみ着目した議論では、なぜ問題領域によって異なる交渉結果やプロセスが生じたのかについて十分に説明することはできない。本論文では、とりわけ経済のグローバル化が従来の日米通商交渉とは異なる政治的帰結をもたらせたという問題意識に基づいて、これまでの2レベルゲームモデルを修正するマルチレベルゲームモデルの枠組みを模索するとともに、ポスト冷戦期における日米通商交渉の政治経済的分析を行った。